平成16年2月8日　第1373号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

わたしたちのねがい

湯沢町町民憲章

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう



消防団による消火訓練



町内会による初期消火訓練

1月26日（月）、田中の多聞神社（荒谷毘沙門堂）で、魚沼消防、消防団第2分団、町内会等による防災訓練が行われました。

昭和24年1月26日、法隆寺金堂の壁画が焼失しました。この壁画は1300年の歴史を持つ日本最古の壁画で、世界的な至宝と言われていました。

この日を中心として貴重な文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、全国的に「文化財防火運動」が始まりました。

文化財の大半は木・竹材や繊維（布・紙等）、茅、桧皮等の植物性屋根材といった日本の豊かな天然資源で建築・作成されています。その文化財も老朽化、乾燥化が進み、火が着きやすくなっています。

町民共通の財産を火災などの災害から守り、いつまでも後世に伝えたいものです。

主な内容

所得税・住民税の申告 ・・・・・・・・・・ 2～3
児童手当の手続きはお済みですか？ ・・・・ 4
町長コラム ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
平成15年建築確認等受付件数 ・・・・・・・ 6
農業用免税軽油の免税証を交付します ・・・ 7
電気通信サービスモニター募集 ・・・・・・ 8
お知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10

所得税の申告
住民税（国民健康保険税・介護保険料）の申告

2月16日から3月15日まで

◆申告相談日程◆

月日		対象地区	時間	会場
2月	16日（月）	小原・中子・一之町	9：00～16：00	湯沢町役場1階中会議室（旧保健センター）
	17日（火）	宮林・添名・駅通		
	18日（水）	原新田・原・上中		
	19日（木）	田中・小坂・楽町		
	20日（金）	堰場・西原・谷地		
	23日（月）	平沢・滝ノ又・下中		
	24日（火）	戸沢・谷後・幅下		
	25日（水）	七谷切・旭原・諏訪		
	26日（木）	芝原・萩原・愛宕		
	27日（金）	栄町・中里・堀切		
3月	1日（月）	八木沢・古野1・湯元	9：00～16：00	
		税務署による申告相談（全町対象）	10：00～15：00	
	2日（火）	大島・古野2・布場	9：00～16：00	
		税務署による申告相談（全町対象）	10：00～15：00	
	3日（水）	三俣2・松川・滝沢	9：00～16：00	
	4日（木）	三俣1・土樽・西中		
	5日（金）	二居・岩原高原・西山		
	8日（月）	浅貝・土樽スキー場・下熊野		
	9日（火）	上熊野・東電・石白・湯鉄神立		
	10日（水）	全町（上記の日に申告できなかった人）		
	11日（木）			
	12日（金）			
	15日（月）			

確定申告は自己記載で

所得税は、各人が自分の所得金額とそれに対する所得税額を正しく計算して申告し、その所得税額を自発的に期限内納付するという制度を採用しています。

確定申告をしなければならない方が申告しなかったり、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課され、さらに延滞税も納めなければなりません。

申告書等は、役場の税務課にも用意してありますので、自分で書いて確定申告しましょう。

【問い合わせ】
〒947-8540
小千谷市東栄1-5-24
小千谷税務署
TEL0258・83・2093

住民税の申告

平成16年1月1日現在、湯沢町に住んでいた人は、申告が必要です。ただし、税務署に平成15年分の確定申告書を提出した人、平成15年中の所得が給与のみで年末調整済みの人は必要ありません。（15年途中で就職・退職した人で年末調整をされていない人、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人は申告が必要です。）

◆申告相談に必要なもの

①印鑑及び預金通帳等口座番号のわかるもの
②給与所得者及び年金受給者の方は源泉徴収票
③事業をしている方は収支明細書及びその資料
④不動産や配当所得、その他の収入のある方はその資料
⑤各種控除を受ける方は、そのための領収書や証明書
⑥農業所得のある方は収支内訳書
⑦税務署から申告書が届いている方は、その申告書をお持ちください。

【問い合わせ】
税務課住民税係
TEL784・3452

㊟収支内訳書の記入や医療費控除のための医療費の集計をしてから、相談会場においでください。

記入・集計されていない場合、会場においてご自分で計算していただきます。

介護保険サービス費も医療費控除の対象となります

介護保険のサービス費の自己負担額についても、一般の医療費と同様に確定申告によって医療費控除を受けることができます。

医療費控除の対象となる金額は、申告者自身又は申告者と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った控除対象となる医療費及び介護サービス費などの総額です。医療費控除額は、次の計算式によって計算します。

15年中に支払った医療費（対象となる介護サービス費を含む）	−	保険金などで補てんされた金額	−	「10万円」又は「15年中の総所得金額等の合計額の5%相当額」の内いずれか少ない金額	＝	医療費控除額（200万円限度）

介護保険施設に入所された方

◆越南苑などの介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に入所された方は、保険の給付対象となる介護費及び食費の自己負担額の全額が医療費控除の対象となります。

◆ゆのさと園などの指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所された方は、介護保険の給付対象となる平成15年の介護費及び食費の自己負担額の2分の1に相当する額が、医療費控除の対象となります。

在宅で介護サービスを利用した方

⑦対象となるもの

次の医療系の居宅サービスは、保険の給付対象となる費用の利用者負担額の全額が医療費控除の対象となります。

○訪問看護
○訪問リハビリテーション
○居宅療養管理指導
○通所リハビリテーション（介護老人保健施設などでのデイケア）
○短期入所療養介護（介護老人保健施設などでのショートステイ）

④条件付きで対象となるもの

次の居宅サービスは、要介護（支援）認定を受け、居宅サービス計画に基づいてサービスを利用し、前記⑦のいずれかのサービスと併せて利用した場合に、介護保険の給付対象となる費用の利用者負担額の全額が、医療費控除の対象となります。

○訪問介護（ホームヘルプサービス）
○訪問入浴介護
○通所介護（特別養護老人ホームでのデイサービス）
○短期入所生活介護（特別養護老人ホームでのショートステイ）

確定申告に必要な書類

介護サービス費の医療費控除の確定申告を行う際は、

①医療費控除の内訳書（医療などを受けた人ごとに医療費を整理）
②サービス事業所の領収書
③高額介護サービス費の給付を受けた方はその決定通知書

などが必要となります。

※おむつ代の医療費控除

おむつ代の医療費控除には、医師の発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。ただし、おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定における「主治医の意見書」に「寝たきり状態であり、尿失禁の発生可能性あり」と記載されている方は、「町が主治医意見書の内容について確認した書類」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

【問い合わせ】
福祉保健課介護保険係
TEL 784・4560

障害者控除対象者の認定について

所得税法や地方税法では、65歳以上の高齢者については、身体障害者手帳の交付などを受けていない方でも、身体障害者又は知的障害者に準ずる方として、市町村長の認定を受けた場合、障害者控除の対象となります。

介護保険の要介護認定を受けている方で、障害者または特別障害者（寝たきり老人を含む）に該当すると認められる場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行します。該当すると思われる方で、税金の確定申告などのため障害者控除の認定書が必要な方は申請してください。

問い合わせ…福祉保健課介護保険係　TEL 784 − 4560

児童手当の手続はお済みですか？

【2月の定時支払について】
10月分から1月分までの児童手当を、2月13日（金）に振り込みますので、確認してください。

【児童手当とは】
児童手当は、生活の安定と児童の健全育成・資質の向上を目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

○支給対象
小学校入学前の児童を養育している人。
（ただし、所得による制限があります。）

○手当月額
第1子　5，000円
第2子　5，000円
第3子以降　10，000円

○支払について
申請された翌月から、支給事由が消滅した月まで支給されます。毎年2・6・10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

○申請に必要なもの
印鑑、申請者の口座の分かる通帳等。
（公務員の方は勤務先で手続をしてください。）

○次のような場合には保育係で手続が必要になります。
・出生等によって対象児童が増えたとき。
・受給者や対象児童の住所が変わるとき。
・離婚や死別等により対象児童を養育しなくなったとき。
・受給者の加入年金が変更になったとき。
（国保年金係だけでなく、必ず保育係にも届け出てください。）

【届出・問い合わせ】
住民課保育係
TEL７８４・３００１

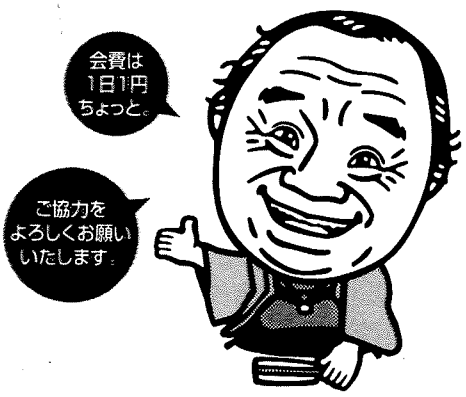
新潟県交通災害共済に加入をお願いします

～あなたの支えがみんなの助けあいにつながります～

新潟県交通災害共済とは
新潟県交通災害共済は、車社会に入った昭和43年に設立されました。思いがけない交通事故にあわれた被災者の方々に見舞金を差し上げるため、県下全市町村が共同で始めた事業で、県民一人ひとりが助け合う相互救済制度です。大きく輪を広げるには、あなたの支えが必要です。

新潟県交通災害共済に加入するには
平成16年度の加入申し込みは、各町内会長さんのご協力を得て加入手続き（申込書の配布等）をしています。
いつ起こるか分からない交通災害に備えて、会費５００円での運営を維持するためにも、多くの町民の皆さんからの加入をお願いします。

＊申込・問い合わせ
住民課環境生活係　TEL７８４・３４５３



道路の車庫代わり使用は絶対にやめましょう！

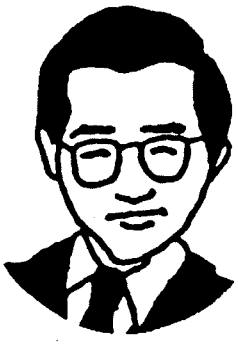
保管場所は必ず確保
●虚偽の届出をすると20万円以下の罰金
●保管場所標章がない車は運行禁止。運行禁止命令にそむくと、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
●保管場所の変更届出は15日以内に。無届や虚偽の届出には10万円以下の罰金

「青空駐車」や「長時間駐車は厳罰」
●道路を保管場所として使うと、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
●道路上の同じ場所に12時間以上（夜は8時間以上）継続して駐車すると20万円以下の罰金

駐車違反は大変迷惑です。
絶対にやめましょう。

町長コラム

花・水・木



今回は「観光立町宣言」についてお話します。

元旦の「広報ゆざわ」でも触れておりますが、私は本年、町民総参加による観光立町宣言を行いたいと考えております。当町が観光によって成り立っていることは周知の事実であり、「今なぜ、わざわざ観光立町宣言をするのか」というご質問をよくいただきますので、この場で宣言実施の趣旨をご説明申し上げます。

湯沢町はスキーと温泉を主に観光を基幹産業として発展してまいりました。高速交通網整備の恩恵もあり、平成3年、4年には観光客数1千万人の隆盛を誇りましたが、それを頂点として減少に転じ、14年度では700万人と15年前の規模に縮小しております。安定した収益源であったスキー客も減少を続けており、近年は特に落ち込みが大きく、非常に厳しい事態を迎えています。

観光のまち湯沢は存亡の危機を迎えているといっても過言ではなく、全町一丸となって観光再生へ取り組むことが急務となっています。

もちろん、湯沢町を支える産業は観光だけではなく、農林漁業、商工、土木建設、その他多数の業種に従事されている皆さんの存在もかけがえのないものです。そのなかには「自分は観光とは関係ない」と考える方もいるでしょう。しかし、観光客のもたらす恩恵（経済効果）は広く町内全域に波及するものであり、直接観光客と接することのない仕事を生業とする人であっても、観光の浮沈は生活に大きな影響を及ぼすことをぜひご理解いただきたいと思います。

湯沢町の観光再生は、即ち町全体の再生であり、「観光立町宣言」は、これを全町民の共通認識として意志統一を図る機会とするものです。宣言の実施内容につきましては、昨秋、湯沢町観光立町推進委員会を設置し、検討を重ねているところでありますが、その基本方針は、観光の原点に立ち返り、「ようこそ湯沢へ！」という「おもてなし」の気持ち、訪れる人との心の交流を大切にしていくことを骨子としています。

観光は21世紀の経済を牽引する産業であるといわれ、国も観光重視の政策を打ち出しています。人との交流、心のつながりを求める気持ちは、時代の変遷や経済の動向を超えた人類共通のものであり、観光は将来性のある有望な産業であるといえます。

わが湯沢町は人々を惹きつけるさまざまな魅力に満ちており、みんなで力を合わせれば、人材も含め、更なる新しい資源や現存資源の新しい価値が多数見つかるはずだと確信しています。展開方法が定まり次第改めてお知らせしますが、皆様が気軽に参加しやすい手法で多数の声を集約し、住民・企業・行政が一体となって、共に観光に寄与しその恩恵を分かち合う新たな「まちづくり」の原点として、今秋、声を合わせて高らかに「観光のまち湯沢」を宣言したいと思います。

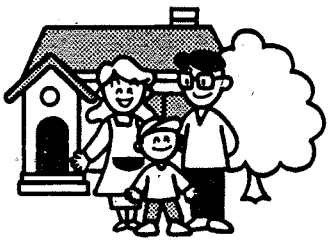
湯沢町観光立町推進委員会

役職名	氏名（敬称略）	所属団体名
委員長	本田　一郎	湯沢町観光協会長
副委員長	岸野　雅人	湯沢商工会長
委員	師田　富士男	Mt. 苗場観光協議会長
〃	高橋　義勝	湯沢つちたる観光協議会長
〃	小林　庄一	湯沢・神立観光連絡協議会長
〃	山中　誠治	湯沢町スキー場振興協議会総務企画委員長
〃	樋口　新一	湯沢町役場産業観光課長
事務局	佐藤　清美	湯沢町役場産業観光課商工観光課係長
〃	高橋　正明	湯沢町観光協会事務局長

4年連続減少！

平成15年建築確認等受付件数

	一般住宅	併用住宅	旅館	店舗	その他	計	前年	増減
確認申請	21	3	1	0	9	34	54	△20
工事届	2	0	0	0	2	4	5	△1
計画通知	0	0	0	0	4	4	2	2
計	23	3	1	0	15	42	61	△19
前年	30	4	2	3	22	61		
増減	△7	△1	△1	△3	△7	△19		



平成15年の建築確認の申請件数は42件と前年を19件下回り、平成12年から4年連続減少しています。

用途別で見ると、一般住宅が23件と最も多くなっています。

【問い合わせ】建設課都市計画係　TEL 784－4852

買い物でくらしを変えよう！ごみ半減県民運動

南魚・中魚実践活動報告会　来場者募集



■日時
2月19日（木）
午後1時30分～4時30分

■会場
ニューホテル越路荘（六日町小栗山）

■日程
・基調講演
中村　茂さん（新潟日報　学芸部記者）
演題「地域社会　みんなで取り組む　ごみ半減運動」
・ごみ半減活動の事例紹介
事業者代表
丸山　将範さん
（株式会社　原信　人事総務部）

消費者代表
富井　冨士子さん
（「有機の里　川西」事務局長）
太田　祐子さん
（県ごみ減量推進地域リーダー）
角田　ケイ子さん
（県ごみ減量推進地域リーダー）
行政代表
南雲　實さん
（南魚沼郡広域連合環境衛生センター所長）

■その他
各種パネルやマイバッグの展示

■主催
「買い物でくらしを変えよう」ごみ半減県民運動実行委員会、新潟県市長会、新潟県町村会、新潟県

■共催
十日町市、湯沢町、塩沢町、六日町、川西町、津南町、中里村、松代町、松之山町

■申込締切
2月12日（木）

■申込・問い合わせ
六日町健康福祉環境事務所環境センター環境課
※住所、氏名、電話番号と参加人数をお知らせください。（入場無料）
TEL 772・8154
FAX 772・2190
Eメール…T04708H1@mail.pref.niigata.jp

米穀取扱事業者は、「登録制」から「届出制」へ

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第103号）が平成15年7月4日に公布され、平成16年4月1日に施行されることとなりました。

この法改正により、現行の計画流通制度（業者登録制度）が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制を行わないこととなりました。

ただし、米不足等の緊急時に的確に対応する必要があるため、平常時から流通業者の確実な把握等により、政府備蓄米の売却先を確保するとともに、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者に主たる事務所等を届出させることとなりました。

《業者届出制度の概要》

①米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に農林水産大臣に開始届を提出。（事業規模20精米トン未満の者を除く）

②届出事業者は、届出事項の変更又は事業を廃止したときは、遅滞なく、農林水産大臣に変更届又は廃止届を提出。

③届出事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間の保存義務を負う。

④①の届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、50万円以下の罰金。

⑤②の変更届出若しくは廃止届出をせず、又は虚偽の届出をした届出事業者は、10万円以下の過料。

⑥③の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、10万円以下の過料。

《経過措置》

○平成16年4月1日現在、現行食糧法に基づく登録卸売業者、登録小売業者、登録出荷取扱業者及び自主流通法人については、同日から届出事業者とみなされますので、改めて届出手続きをする必要はありません。

○平成16年4月1日現在、現行食糧法に基づく計画外流通米のみを取り扱っている事業者でかつ事業規模20精米トン以上の者については、同年4月末までに事業開始の届出を農林水産大臣へ提出しなければなりません。

○現行食糧法に基づく登録卸売業者登録簿及び登録小売業者登録簿は、平成16年4月1日に都道府県知事から農林水産大臣へ引継がれます。

【問い合わせ】
県農林水産部食品流通課市場係
TEL025・280・5305

農業用免税軽油の免税証を交付します

農業用トラクター・コンバイン等に使用する免税軽油の購入に必要な免税証を交付しますので、ご希望の方は申請してください。

【交付日時】
2月25日（水）・26日（木）
午前9時～午後4時

【場所】
六日町総合庁舎　六日町県税事務所

【持参するもの】

①昨年に引き続き申請する場合
・免税軽油使用者証
（機械を買い替えた場合は機械の所有証明が必要）
・耕作面積証明書
（農業委員会が証明するもの）
・印鑑
（共同で申請する場合は全員のもの）

②今年初めて申請する場合
・機械の所有証明
（販売店等が証明するもの）
・耕作面積証明書
（農業委員会が証明するもの）
・印鑑
（共同で申請する場合は全員のもの）

【申請手数料】
免税軽油使用者証の交付申請（新規交付申請、更新交付申請、亡失等による再交付申請）を行う場合は、手数料の納付が必要になります。
○手数料の額
400円
○手数料の納付方法
新潟県収入証紙により納付

【問い合わせ】
六日町県税事務所課税課
TEL772・2663

平成16年度 電気通信サービスモニター募集

総務省では、電気通信サービスを安心して利用することができるよう、利用者の視点に立った電気通信行政の推進に取り組んでいるところですが、電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望を幅広くお聞かせいただき、今後の電気通信行政に反映させるため、平成16年度電気通信サービスモニターを下記のとおり募集します。

《応募資格》

電話・インターネット等の電気通信サービスに関心がある満20歳以上の方で、活動内容の②の活動を行うことが可能な方。ただし、総務省及び電気通信事業者に勤務経験のある方並びにその方のご家族を除きます。

《活動内容》

①総務省が実施するアンケート調査への回答（年2回実施予定、全員）

②総務省が各地域で開催するモニター会議への出席（年1回開催予定、別途出席をお願いする方）

《委嘱期間》

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間

《募集人員》

新潟県内にお住まいの方　20人
長野県内にお住まいの方　20人
（全国で1，000人程度）

《応募方法》

はがきの裏面に、住所、氏名（フリガナ）、電話番号、年齢、性別、職業及び応募の動機を記入し、表面に「モニター希望」と記入の上、総務省信越総合通信局あて郵送してください。

《募集期間》

2月20日（金）まで（当日消印有効）

《謝金》

アンケート調査にご協力いただいた方及びモニター会議にご出席いただいた方に別途謝金をお支払いします。

《選考結果の通知》

モニターをお願いする方に、平成16年3月末日までにその旨を通知します。なお、採用されなかった方には通知いたしませんので、あらかじめご了承ください。

《申込先・問い合せ先》

〒380-8795
長野市旭町1108番地
総務省 信越総合通信局 情報通信部 電気通信事業課
TEL026・234・9948

町長日誌 1月

5日　職員年頭訓示／町内年始まわり
6日　消防出初式
7日　郡内年始まわり／湯沢温泉旅館組合新年会
8日　電源開発来庁／雪上車両安全運転講習会／三役会議
9日　課長会議／電通年賀会
10日　東京新潟県人会
13日　魚沼地域医療高度化検討会議／職員親族葬儀
14日　秋山庄太郎一周忌出席／国土交通省要望（三俣地域振興対策）
15日　NT21社長来庁／観光立町宣言推進委員会／JR新潟支社冬季国体打ち合わせ／新春町民年賀交歓会
16日　県町村会理事会／知事を囲む新春懇談会
19日　新潟県観光の集い、賀詞交歓会／冬季国体知事要望
20日　浴場視察（まんてん星の湯）
21日　六日町土木事務所要望／越後湯沢民宿組合新年会
22日　越後湯沢駅長要望／（社）地域医療振興協会要望
23日　郡町村会
26日　文化財防火デー防災訓練／新春互礼会／湯沢温泉観光協会新年会
27日　来年度予算町長査定
28日　来年度予算町長査定／南魚沼郡土木振興協議会
29日　議会全員協議会／交通バリアフリー策定委員会／北陸地方整備局長来庁
30日　来年度予算町長査定／スキー全国大会出場者激励式

南魚沼郡広域連合臨時職員募集

【採用人数】
夜間寮母1人
【勤務地】
養護老人ホーム魚沼荘
（六日町大字長森）
【要件】
昭和24年4月1日から昭和34年4月2日までに生まれた者で、高齢者の介護に熱意と愛情のある者。
【勤務時間】
午後5時～翌日午前9時
（仮眠時間を含む。）
【勤務日数】
1ヶ月のうち約10日間
（3人での交替勤務）
【待遇】
南魚沼郡広域連合の規定によります。
【申込方法】
2月27日（金）までに、市販の履歴書に必要事項を記入し、提出してください。
【選考方法】
書類選考（必要に応じて面接を行います。）
【任用期間】
平成16年4月1日～平成17年3月31日
【申込・問い合わせ】
南魚沼郡広域連合総務課
TEL 782・0860

サンテック講演会

【日時】
2月12日（木）
午後2時15分～3時45分
【テーマ】
ものづくりが日本をかえる
【講師】
小関　智弘氏
（ノンフィクション作家）
【場所】
魚沼地域職業訓練センター
【受講料】
無料
【申込方法】
電話で申し込んでください。
【申込・問い合わせ】
魚沼サンテックスクール
TEL 772・4554

知らずに損をしていませんか？

新規に事業を始めたい、新規に雇い入れをしたい、やむを得ず社員を減らしたい、残業時間を減らしたい、こんなときに国の支援制度があります。
【資料請求・問い合わせ】
新潟労働局職業対策課
TEL 025・234・5927
ハローワーク六日町
TEL 772・3157

人権擁護委員に種村久男さん

種村久男さん（幅下）が、法務大臣から平成16年1月1日付けで引き続き人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、人権の侵害がないか見守り、もし、侵害があった場合には、その相談相手になり、適切な処置を講ずることによって救済を図ります。また、人権思想の普及高揚にも努めています。

なお、相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

司法書士による相続登記の無料相談月間

新潟県司法書士会では、毎年2月の1ヶ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記についての県内一斉無料相談キャンペーンを実施しています。

この機会にお近くの司法書士事務所にご相談ください。相続登記や諸手続きについて、無料で相談に応じています。また、1年を通じて毎週水曜日の午後1時30分から4時まで、無料相談に応じていますのでご利用ください。

【相談・問い合わせ】
新潟県司法書士会
TEL 025－228－1589



2月は新潟県の「労働相談強化月間」

長岡労政事務所では、労働に関するさまざまな相談に応じています。「突然、辞めてくれと言われた」「賃金や残業手当を払ってくれない」「就業規則変更の留意点は」など、労働に関することなら何でも気軽にご相談ください。

相談は無料、秘密は厳守されます。

労働相談アドバイザー（社会保険労務士）による出張労働相談会を定期的に開催しています。

【相談日時】
毎週水曜日 午後1時30分～5時
【場所】
六日町役場
※相談は予約制です。
【予約・問い合わせ】
長岡労政事務所　TEL 0258－37－6110

県消費生活センターの相談受付時間

県消費生活センターでは、日曜日も電話相談を受け付けています。

契約に関するトラブルや悪質商法の被害でお困りの方の相談に応じている「県消費生活センター」では、日曜日も電話相談を受け付けています。

【相談受付時間】
午前10時～午後4時30分
（土曜・祝日・年末年始は休み）

【相談方法】
・電話
025・285・4196
（相談専用）
・来所
月～金曜日
・文書
電子メールは除く

【問い合わせ】
県消費生活センター
TEL025・281・5516

銃砲刀剣類登録審査会会場変更のお知らせ

【会場】
・変更前
長岡総合庁舎
・変更後
長岡建設会館1階ホール
（長岡総合庁舎ななめ向かい）

【日時】
2月20日（金）
午前10時～午後2時30分

【問い合わせ】
県教育庁文化行政課文化係
TEL025・285・5551

岩の湯 2月11日は営業します

2月11日（水）は、岩の湯の定休日ですが営業します。
振替休日は、2月13日（金）になります。

今月の納税等

固定資産税（第4期）
貸地料

納期限は、3月1日㊊です。
口座振替納付の方は、2月26日㊍に引き落としさせていただきます。
※納付は便利な「口座振替制度」もあります。
ぜひご利用ください。

【問い合わせ】
（財）湯沢町都市施設公社
TEL784・1511

心の相談会のご案内

五日町病院の精神科医師による心の相談会があります。ご本人でも、ご家族の方でもけっこうです。事前に予約が必要になりますので申し込みください。相談については固くプライバシーがまもられますのでご安心ください。相談は無料ですので、この機会に医師のアドバイスを受けてみませんか。

【相談内容】
最近眠れない日が続く、気分がすぐれずやる気がおきない、お酒についての問題、行動がおかしい、痴呆についてなど

【日時】
2月25日（水）
午後1時50分～

【会場】
総合福祉センター

【申込・問い合わせ】
保健センター
TEL784・3149

農業委員会選挙人名簿の縦覧について

【期間】
2月23日（月）～3月9日（火）（土・日を含む。）

【時間】
午前8時30分～午後5時

【場所】
湯沢町役場産業観光課

【問い合わせ】
湯沢町選挙管理委員会（総務課内）
TEL784・3451

お誕生おめでとうございます

1月8日　田村　健太朗（けんたろう）さん　（谷地、雅和・純子さん）
1月10日　髙橋　颯生（りゅうせい）さん　（萩原、賢治・貴子さん）
1月14日　阿部　龍樹（りゅうき）さん　（中子、雄治・洋美さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

1月13日　林　髙一　さん　（幅下、77歳）
1月13日　坂西　定良　さん　（壇場、93歳）
1月15日　南雲　ハルノ　さん　（宮林、69歳）
1月15日　富沢　タツ　さん　（二居、87歳）
1月17日　佐藤　サダ　さん　（原新田、91歳）
1月23日　南雲　ジャウ　さん　（小坂、84歳）
1月25日　剱持　傅　さん　（土樽、72歳）
1月27日　髙橋　ハツ　さん　（桑町、97歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。